

# 東海学生アーチェリー連盟 財務細則

2021年度

## 目 次

第1章 総則	
第1条 (目的)	3
第2章 財務機構	
第2条 (財務機構)	3
第3章 財務委員会	
第3条 (財務委員会)	3
第4条 (組織構成)	3
第5条 (構成員の義務)	3
第6条 (財務委員会の招集)	3
第4章 会計年度	
第7条 (会計年度)	4
第5章 会計監査	
第8条 (会計監査)	4
第6章 財務委員長	
第9条 (財務委員長並びに財務副委員長)	4
第7章 罰則	
第10条 (罰則)	4
第8章 連盟費及び個人登録費	
第11条 (連盟費)	5
第12条 (個人登録費)	5
第13条 (納入期限)	5
第14条 (追加登録)	5
第9章 各種参加費	
第15条 (本連盟主催の試合)	5
第16条 (全日学連主催の試合)	5
第17条 (その他(全ア連、県ア連など)主催の試合)	5
第10章 役員活動費	
第18条 (役員活動費)	6
第19条 (支給対象項目)	6
第20条 (支給方法)	6
第21条 (活動費の支給決定基準)	6

## 第11章 役員功労賞

第22条	(役員功労賞)	7
第23条	(支給対象)	7
第24条	(役員功労賞分担金)	7

## 第12章 費用納入

第25条	(納入方法)	7
第26条	(振込名義)	7
第27条	(振込通知)	7
第28条	(領収証発行)	8
第29条	(返金方法)	8

## 第13章 付則

第30条	(退部手続き)	8
第31条	(内規改正)	8
第32条	(施行)	8

付録1	財務機構及び選手登録の流れについて	9
-----	-------------------	---

付録2	振り込み時における振込人名義変更について	10
-----	----------------------	----

# 第 1 章 総 則

## 第 1 条（目的）

この内規は、東海学生アーチェリー連盟（以下本連盟と略す）規定第 1 章総則第 2 条「本連盟は、アーチェリーを通して加盟各校の親睦を図り、ますますその道の健全なる発展に貢献し、且つ国際親善にも寄与することを目的とする。」を遂行するに当たり、会計業務を合理的且つ適切に執行するためにここに定めるものである。

# 第 2 章 財 務 機 構

## 第 2 条（財務機構）

本連盟は東海地区を統括し、全日本アーチェリー連盟及び全日本学生アーチェリー連盟の傘下に位置する。そして、本連盟は加盟校によって組織され、会計処理を行う部門として財務委員会が設置される。

※ 付録 1 参照

# 第 3 章 財 務 委 員 会

## 第 3 条（財務委員会）

本連盟に生ずる財務諸問題は財務委員会の議題として審議及び議決される。

財務諸問題の議決は財務委員会出席校の過半数を持ってなされる。同数の場合は役員会に一任する。

本連盟の財務執行は財務委員長並びに同副委員長が行い、全責任は財務委員長が負う。

## 第 4 条（組織構成）

財務委員会は各大学の財務（会計）により構成される。

## 第 5 条（構成員の義務）

加盟校の財務（会計）は全日本アーチェリー連盟、全日本学生アーチェリー連盟及び本連盟の連盟費並びに登録費、各試合参加費などを指定振込期日までに納入し、財務委員長に報告する義務を負う。

また、各大学の財務（会計）は本連盟の財務委員として出席する義務を負う。

## 第 6 条（財務委員会の招集）

財務委員会の招集は財務委員長並びに同副委員長が行う。ただし、各大学の財務（会計）の要望があれば財務委員長及び財務副委員長はこれを検討する。

財務委員会の欠席は一切認めない。ただし代理人（主将または主務）の出席があればこれを認める。また、特別の理由により委任状が提出されている場合は、この限りではない。

# 第 4 章 会 計 年 度

## 第 7 条（会計年度）

本連盟の会計年度は 11 月 1 日より、翌年 10 月 31 日までとする。

また、上半期を 11 月 1 日から翌年 4 月末日まで、下半期を 5 月 1 日から 10 月 31 日までとする。

## 第 5 章 会 計 監 査

### 第 8 条（会計監査）

本連盟の会計監査は年 2 回とする。財務委員長は会計簿を作成し、常に会計状態を明らかにする義務がある。監査委員は本連盟委員長、副委員長及びアドバイザーがこれを務める。

## 第 6 章 財 務 委 員 長

### 第 9 条（財務委員長並びに財務副委員長）

本連盟の会計事務は、財務委員長がこれに当たる。

- (1) 財務委員長は予算案を作成し、これをもとにして会計年度の事務処理を行う。
- (2) 財務委員長は、本連盟の会計事務において全責任を負う。
- (3) 財務副委員長は、財務委員長を補佐し、財務委員長の事故ある時は代わって職務に当たる責任がある。
- (4) 予算案、及び決算報告書は、財務委員長並びに同副委員長の名を持って加盟校会計に提出する義務がある。

## 第 7 章 罰 則

### 第 10 条（罰則）

振込遅延は本連盟の事業の遂行を妨げる要因となるため、以下の要綱に従い該当する加盟校に懲罰を課すものとする。

- (1) 振込ミスを犯した加盟校は財務委員長より警告を受けると共に、指定振込期日の 15 時までには該当する金額を支払わねばならない。
- (2) 会計年度内で二度の振込ミスを犯した加盟校に対しては、該当振込に最も近い東海学連主催試合の出場費の 3 倍を支払わなければならない。
- (3) 事前に正当な遅延理由を財務委員長に報告し、財務委員長がこれを認めた場合は、この限りではない。

## 第 8 章 連 盟 費 及 び 個 人 登 録 費

### 第 11 条（連盟費）

連盟費は、1校あたり全ア連 1,000 円（男女別）、全日学連 2,000 円（男女別）、本連盟 5,000 円とする。

## 第 1 2 条（個人登録費）

個人登録費は、1人あたり 9,800 円とする。

内訳：全ア連 3,000 円、全日学連 1,800 円、主管諸経費 1000 円、本連盟 4,000 円とする。

※ 注) 本連盟の追加登録費は 2,500 円とする。

## 第 1 3 条（納入期限）

連盟費、登録費は各校財務（会計）が所定の期日までに本連盟口座に納入する。納入期間内に連盟費、及び登録費を納入できない加盟校は、書面をもって理由を明記の上、代表者印を添えて財務委員長に提出する。

※ 代表者会議にて配布する「連盟費及び個人登録費について」、「第 2 回選手登録の登録費について」、「追加登録関係費の徴収について」、「第 3 回選手登録の登録費について」参照

## 第 1 4 条（追加登録）

5 月以降の登録については「追加登録」として 8,300 円（全ア連登録費 3,000 円、全日学連登録費 1,800 円、本連盟登録費 2,500 円、主管諸経費 1000 円）の納入をもっていつでも認めるが、新入部員（経験者）が王座・インカレ等の全日学連主催の大会選手として参加する場合には、大会 4 週間前までに納入することが必要である。また、全ア連への登録は、5～8 月申請分は「9 月登録」、9～11 月申請分は「12 月登録」、12～4 月申請分は「5 月登録」で扱う。

※ 付録 1 参照

# 第 9 章 各種参加費

## 第 1 5 条（本連盟主催の試合）

本連盟主催の試合参加費については、試合ごとに加盟各校一括して本連盟口座へ振り込み、「出場料支払確認書」を作成する。

※ 代表者会議にて配布する「出場費の支払いについて」参照。

## 第 1 6 条（全日学連主催の試合）

参加費、宿泊費は本連盟が援助金としてこれを負担する。給付については代表者会議での承認を必要とする。

## 第 1 7 条（その他（全ア連、県ア連など）主催の試合）

本連盟は試合に掛る一切の費用を負担しない。本連盟を通しての参加申込を必要とする場合は試合までに加盟各校一括して本連盟口座に振り込む。

# 第 1 0 章 役員活動費

## 第 1 8 条（役員活動費）

役員活動費は本連盟役員の活動が経済的な面において支障なく遂行できる事を目的として支給されるもので

ある。しかし、その財源が連盟費によってまかなわれている点を重視し、濫用を抑えるため、その支給範囲をここで限定する。

## 第 19 条（支給対象項目）

活動費の支給対象となる項目は次のものとする。

- (1) 定例及び臨時学生代表委員会のための宿泊費及び交通費。
  - (2) 学生代表者会議及び役員会出席、試合運営のための交通費。
  - (3) その他、連盟に関する活動上の費用で財務委員長がこれを認めたもの。
- ※ 注) 試合に出場した日の交通費については対象外とする。

## 第 20 条（支給方法）

- (1) 活動費の支給は年 2 回に分けて、財務が一括して行うものとする。
- (2) 各役員は半期ごとに連盟に費やした金額と内容を明記した「活動費明細書」を財務委員長に提出しなければならない。活動費明細書は、財務委員長の提示する書式に基づき提出するものとする。又、理由なくして提出しなかったとき、及び遅れた場合に対しては、活動費の支給を受ける意志がないものとみなし、給付しない場合もある。
- (3) 財務委員長は、各役員より提出された活動明細書に基づいて、その支給額を決定する。活動費明細書において不明確な記入がある場合は、その項目に対して活動費の支給を受ける意志がないものとみなして削除する。

## 第 21 条（活動費の支給決定基準）

### (1) 交通費に関する支給基準

- ・ 近距離（名古屋より 100km 未満）の交通費については乗車料金の全額を支給、長距離（名古屋より 100km 以上）の交通費については、「学生割引乗車料金」を支給する。
- ・ 新幹線使用の場合、支給額は「学割乗車料金」と「特急料金」である。
- ・ 自家用車及びタクシーの使用については、財務委員長が必要と認めた場合に限り、自家用車はガソリン代、タクシーはその料金を支給する。
- ・ ガソリン単価については、経済情勢を考慮した上で財務委員長が決定し「活動費明細書」に記載する。
- ・ 有料駐車料金は、活動上に必要と認められる場合を除いては、これを支給しない。有料道路料金、駐車場料金は原則として領収書がなければ認めない。
- ・ 試合に出場した日の交通費は支給しない。

### (2) 宿泊に関する支給基準

財務委員長が必要と認めた場合のみ支給する。支給額に対する基準は特に定めないが請求金額が著しく高い場合は、財務委員長の判断で支給額を決定する。

### (3) その他の費用

- ・ 速達、書留、ハガキ、封筒等の郵送料は「連盟運営費」より全額を支給する。
- ・ 請求金額が 15,000 円未満の場合はその 5 割を、15,000 円以上 50,000 円未満の場合はその 7 割を、50,000 円以上の場合はその 9 割を本連盟より支給する。
- ・ 支給金額は、下 2 桁を切り捨てた金額とする。

- ・上記に該当しない場合の活動費については、財務委員長がこれを検討し処理する。

## 第 1 1 章 役員功労賞

### 第 2 2 条（役員功労賞）

本連盟は年 1 回役員の活動を労い役員功労賞を支給する。また、その財源として「役員功労賞分担金」を定め、全連盟員でこれを負担する。

※ 代表者会議にて配布する「役員功労賞について」参照。

### 第 2 3 条（支給対象）

支給対象及び支給金額は以下の通りとする。

- ・本連盟役員として 2 年間 事業遂行のために活動した者 3,000 円。
- ・本連盟役員として 3 年間 事業遂行のために活動した者 5,000 円。

### 第 2 4 条（役員功労賞分担金）

役員功労賞分担金は、必要とされる役員功労賞総金額を本連盟員数で除して求められた金額により決定される。役員功労賞総金額は、第 2 3 条に則る。一方、本連盟員数は「役員功労賞について」という書面発行時点での人数とする。

## 第 1 2 章 費用納入

### 第 2 5 条（納入方法）

連盟費、登録費、各試合参加費などの納入について本連盟は安全性、経済性などを考え合わせ、原則として銀行振込による方法をとる。

### 第 2 6 条（振込名義）

銀行振込における振込人名義を指定に準じて変更することとする。

※ 付録 2 参照

### 第 2 7 条（振込通知）

振込通知は所定の方法で必ず行うこととする。

※ 代表者会議にて配布する「メール連絡について」参照。

### 第 2 8 条（領収証発行）

加盟校が領収証の発行を振込通知にて希望した場合に限り、財務委員長は領収証を発行する。

参加費の領収証については、試合受付にて「出場料支払確認書」と引換に配布する。

その他の領収証については、代表者会議にて配布する。



## 第 29 条（返金方法）

納入において超過振込が発生した場合、該当加盟校の部活用口座へ返金を行う。振込手数料が発生する場合には、該当加盟校がこれを負担する。

## 第 13 章 付 則

### 第 30 条（退部手続き）

退部者が出た場合、分担金などの余分な支払いを防ぐため、速やかに本連盟書記を通じて手続きを行い、財務委員長に連絡する必要がある。

### 第 31 条（内規改正）

この内規の改正には、財務委員会による決議、及び代表者会議での承認を必要とする。

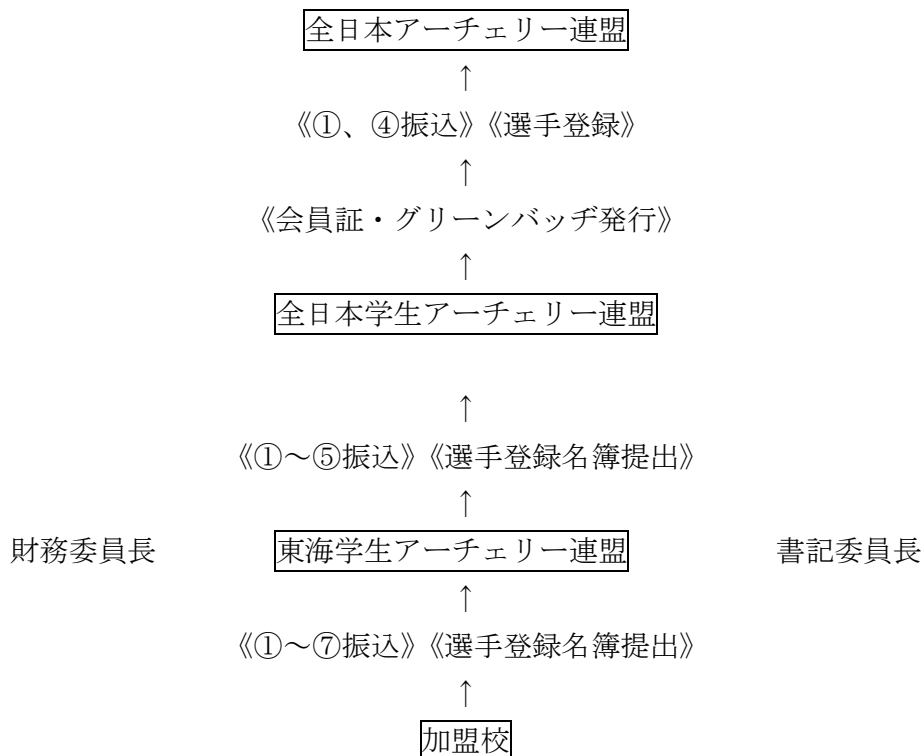
### 第 32 条（施行）

本連盟 2012 年度財務細則改訂版は、平成 24 年 11 月 3 日に開かれる第 14 回主将・女子リーダー会における承認の後に施行される。

2012.10 東海学生アーチェリー連盟財務細則改訂版原案作成

2012.11.3 施行

【全日本アーチェリー連盟に登録されるまでの流れ】



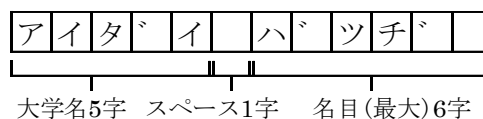
①全日本アーチェリー連盟個人登録費	3,000 円×登録人数
②全日本学生アーチェリー連盟個人登録費	1,800 円×登録人数
③主管諸経費	1000×登録人数
④全日アーチェリー連盟 連盟費	1,000 円（男女別団体）
⑤全日本学生アーチェリー連盟 連盟費	2,000 円（男女別団体）
⑥東海学生アーチェリー連盟 連盟費	3,000 円×1 校
⑦東海学生アーチェリー連盟個人登録費	4,000 円×登録人数 ※ 1
	※ 1) 追加登録は 2,500 円

## 付録2 振り込み時における振込人名義変更について

### 1. 構成

本連盟が指定する名義は、大学名5字・スペース1字・名目最大6字の構成とする。一例を以下に示す。

例) 愛知大学がバッチ代の振り込みをしたとき



### 2. 大学名の指定

本連盟は、各大学に対して以下に示す大学通称を指定する。愛知工業大学、愛知産業大学、岐阜大学、名古屋大学及び三重大学にみられる空欄はスペースを使用しなければならない。

愛知大学	ア   イ   タ   <sup>°</sup>   イ	中部大学	チ   ユ   ウ   フ   <sup>°</sup>
愛知学院大学	ア   イ   カ   <sup>°</sup>   ク	名古屋大学	ナ   コ   <sup>°</sup>   ヤ
愛知教育大学	ア   イ   キ   ヨ   ウ	名古屋学院大学	メ   イ   カ   <sup>°</sup>   ク
愛知工業大学	ア   イ   コ   ウ	名古屋商科大学	メ   イ   シ   ヨ   ウ
愛知産業大学	ア   イ   サ   ン	南山大学	ナ   ン   サ   <sup>°</sup>   ン
岐阜大学	キ   <sup>°</sup>   フ	日本福祉大学	ニ   ツ   フ   <sup>°</sup>   ク
大同大学	タ   <sup>°</sup>   イ   ト   <sup>°</sup>	三重大学	ミ   エ
中京大学	チ   ユ   ウ   キ   ヨ	名城大学	メ   イ   シ   <sup>°</sup>   ヨ

### 3. 名目の指定

振り込みの名目は、最大6文字とし関係書面にて指定される。いくつかの例を以下に示す。

※ 代表者会議にて配布する「出場費の支払いについて」、「連盟費及び個人登録費について」など参照

例1) バッチ代の振り込みの場合	ハ   <sup>°</sup>   ツ   チ   <sup>°</sup>
例2) 登録費の振り込みの場合	ト   ウ   ロ   ク
例3) 新人戦出場費の振り込みの場合	シ   ン   シ   <sup>°</sup>   ン